

議案第26号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定 について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定しようとする。

記

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(美幌町附属機関に関する条例の一部改正)

第1条 美幌町附属機関に関する条例（平成25年美幌町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員は、法律又は条例に特別の定めがあるものを除き、再任されることができる。

第7条第3項を次のように改める。

3 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

第10条中「知り得た」を「知ることができた」に改め、「、また」を削る。

第13条第1項前段中「。以下この条及び附則第11項において「情報公開条例」という。）第18条又は」を「）、」に、「。以下この条及び附則第11項において「個人情報保護条例」という。）第34条の規定により諮問された不服申立事案」を「）又は美幌町特定個人情報保護条例（平成27年美幌町条例第30号）の規定に基づく処分に係る審査請求」に、「情報公開条例第2条第1号又は個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関」を「当該各条例に規定する実施機関」に、「当該不服申立事案に係る公文書又は保有個人情報」を「関係する公文書、保有個人情報又は保有特定個人情報」に改め、同項後段中「情報」を「もの」に改め、同条第3項中「不服申立事案」を「第1項の審査請求」に改め、「保有個人情報」の次に「若しくは保有特定個人情報」を加え、同条第4項中「不服申立事案」を「第1項の審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、「知り得ている」を「知っている」に改め、同条第5項本文中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第8項を削り、同条第7項中「不服申し立てに係る審査」を「審

査請求」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項の次に次の1項を加える。

7 審査請求人等は、第4項及び第5号の規定により審査会に提出された資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合においては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第78条の規定を準用する。

第14条の次に次の1条を加える。

（罰則）

第15条 第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

別表「町長」の部「美幌町名誉町民推薦審議会」の項の次に次のように加える。

美幌町行政不服審査会 （行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項）	・行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。	3人	・その権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ法律又は行政に関して優れた識見を有する者	3年	会長 委員 ※委員の互選	総務部
---	-------------------------------------	----	--	----	--------------------	-----

別表「町長」の部「美幌町情報公開・個人情報保護審査会」の項中「美幌町情報公開・個人情報保護審査会（美幌町情報公開条例）（美幌町個人情報保護条例）」を「美幌町情報公開・個人情報保護審査会（美幌町情報公開条例）

（美幌町個人情報保護条例）（美幌町特定個人情報保護条例）」に、「・公文書の公開等の決定に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てについての審査」を「・第13条第1項の審査請求に関する審査及び答申」に、「・個人情報の開示決定等、訂正決定及び利用停止決定等に対する行政不服審査法の規定に基づく不服申立てについての調査審議」を「・個人情報の開示決定等、訂正決定及び利用停止決定等に対する審査請求についての調査審議及び答申」に改める。

（美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年美幌町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第1」を削る。

別表第1を別表とする。

別表「美幌町名誉町民推薦審議会」の項の次に次のように加える。

行政不服審査会委員（弁護士となる資格を有する者）	同 14,700円
行政不服審査会委員（その他）	同 12,000円

（美幌町情報公開条例の一部改正）

第3条 美幌町情報公開条例（平成12年美幌町条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3節 不服申立てに関する手続（第18条）」

を

「第3節 審査請求（第17条の2－第18条の2）」

に、

「第5章 雑則（第32条・第33条）」

を

「第5章 雑則（第32条）」

に改める。

第15条第1項前段中「請求拒否の決定」の次に「（以下「公開決定等」という。）」を加え、同条第5項及び第6項を削る。

第15条の次に次の1条を加える。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第15条の2 公開請求に係る公文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第10条第1号ウ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

第17条第2項中「及び送付」を削り、「、請求者の負担とする」を「、美幌町手数料徴収条例（昭和31年美幌町条例第6号）で定める」に改める。

第2章第3節の節名を次のように改める。

第3節 審査請求

第17条の次に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第17条の2条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第18条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条を次のように改める。

前条の審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、美幌町附属機関に関する条例（平成25年美幌町条例第6号）に規定する美幌町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- （1） 審査請求が不適法であり、却下する場合
- （2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第18条に次の2項を加える。

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- （1） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- （2） 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 審査会は、第1項の諮問に対する答申をしたときは、その内容を公表しなければならない。

第18条の次に次の1条を加える。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第18条の2 第15条の2第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（開示請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第33条を削る。

(美幌町個人情報保護条例の一部改正)

第4条 美幌町個人情報保護条例（平成17年美幌町条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 不服申立て（第34条―第36条）」

を

「第4章 審査請求（第34条―第36条）」

に、

「第7章 罰則（第48条―第53条）」

を

「第7章 罰則（第48条―第52条）」

に改める。

第7条第5項を次のように改める。

5 町長は、第1項及び第2項の規定による届出を受けたときは、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 審査請求

第34条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第34条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第35条の見出しを「(審査会への諮問)」に改め、同条各号列記以外の部分中「前条」を「前項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有特定個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の諮問に対する答申をしたときは、その内容を公表しなければならない。

第35条に第1項として次の1項を加える。

前条の審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、美幌町附属機関に関する条例(平成25年美幌町条例第6号)に規定する美幌町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

第36条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)」を改め、当該審査請求」に、「の決定」を「の裁決」に改める。

第44条第2項中「及び送付」を削り、「、請求者の負担とする」を「、美幌町手数料徴収条例（昭和31年美幌町条例第6号）で定める」に改める。

第52条を削り、第53条を第52条とする。

（美幌町特定個人情報保護条例の一部改正）

第5条 美幌町特定個人情報保護条例（平成27年美幌町条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4節 不服申立て（第33条―第35条）」

を

「第4節 審査請求（第33条―第35条）」

に改める。

第9条第3項を削る。

第10条第2項中「。同条第3項の規定による開示請求にあつては、同項各号に掲げる者」を削る。

第20条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第21条第2項中「。同条第3項の規定による訂正請求にあつては、第9条第3項各号に掲げる者」を削る。

第27条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第28条第2項中「。同条第3項の規定による利用停止請求にあつては、第9条第3項各号に掲げる者」を削る。

第3章第4節の節名を次のように改める。

第4節 審査請求

第33条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第33条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第34条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条各号列記以外の部分中「前条」を「前項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等」に改める。

る保有特定個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の諮問に対する答申をしたときは、その内容を公表しなければならない。

第34条に第1項として次の1項を加える。

前条の審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、美幌町附属機関に関する条例（平成25年美幌町条例第6号）に規定する美幌町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有特定個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有特定個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有特定個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有特定個人情報の利用停止をすることとする場合

第35条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を変更し、当該開示決定等を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第4章中第39条を第40条とし、第38条の次に次の1条を加える。

（費用の負担）

第39条 この条例の規定による保有特定個人情報の閲覧に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定による保有特定個人情報の写しの交付に要する費用は、美幌町手数料徴収条例（昭和31年美幌町条例第6号）で定める。

（美幌町手数料徴収条例の一部改正）

第6条 美幌町手数料徴収条例（昭和31年美幌町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の末尾に次の2項を加える。

38 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第6項の準用する同条第4項及び第5項並びに第81条第3項の準用する第78条第4項及び第5項の規定（他の法令において準用する場合を含む。）により納付しなければならない手数料の額は、用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、20円）とし、手数料の減額、免除その他の事項については、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第12条第1項、第13条及び第23条の規定による。			
39 美幌町情報公開条例（平成12年美幌町条例第4号）第17条第2項、美幌町個人情報保護条例（平成17年美幌町条例第29号）第44条第2項及び美幌町特定個人情報保護条例（平成27年美幌町条例第30号）第39条第2項に規定する写しの交付に要する費用	白黒で印刷されたもの	1枚につき	10円
	カラーで印刷されたもの	1枚につき	20円
	日本工業規格によるA3判よりも大きな印刷物	1枚につき	300円

（美幌町行政手続条例の一部改正）

第7条 美幌町行政手続条例（平成8年美幌町条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第2節 聴聞（第15条－第26条）」

を

「第2節 聴聞（第15条－第26条の2）」

に改める。

第2条中第7号を第8号とし、同条に次の3号を加える。

（9） 審査基準 申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。

（10） 処分基準 不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。

（11） 行政指導指針 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 執行機関 地方自治法第138条の4第1項に規定する執行機関又はその職員であって法令若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

第3条第8号を次のように改める。

(8) 前号に規定する処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

第3条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁裁決、決定その他の処分

第5条第1項中「申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）」を「審査基準」に改める。

第12条第1項中「不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（次項において「処分基準」という。）」を「処分基準」に改める。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

第3章第2節中第26条の次に次の1条を加える。

（審査請求の制限）

第26条の2 この節の規定に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

第34条中「これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項」を「行政指導指針」に改める。

（美幌町法令遵守の推進に関する条例の一部改正）

第8条 美幌町法令遵守の推進に関する条例（平成27年美幌町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件」を「自己、配偶者、三親等内の親族、同居の親族又は代理人の一身上に関する事件又はその従事する業務に直接の利害関係のある事件」に改める。

第9条第1項本文中「20日」を「1箇月」に改め、同条第2項本文中「60日」を「3箇月」に改める。

第10条第1項中「職員等」を「町の関係機関」に改め、同条第2項中「関係機関」を「町以外の関係機関」に改める。

(美幌町職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 美幌町職員の給与に関する条例（昭和26年美幌町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第20条の3第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条」に改める。

(美幌町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第10条 美幌町固定資産評価審査委員会条例（平成11年美幌町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは代理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、同条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。

第6条第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により

同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第 1 1 条第 1 項中「場合においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び町長の主張の要旨
- (4) 理由

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例中第 1 0 条の規定による改正後の固定資産評価審査委員会条例第 4 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項、第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項、第 1 0 条、第 1 1 条並びに第 1 3 条第 1 項の規定は、平成 2 8 年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成 2 7 年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成 2 8 年 4 月 1 日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。